

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年1月20日

分任支出負担行為担当官  
神戸植物防疫所長 堀田 公生

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 神戸植物防疫所新港検査場及び五突検査場で使用する電気
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 使用期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- (4) 需要場所 仕様書による
- (5) 入札方法 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ神戸植物防疫所が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」における競争参加資格を有する者であること。
- (5) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。
- (7) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (8) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 3 契約条項を示す場所、入札説明書の交付及び問合せ先等

#### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1

神戸植物防疫所 会計課用度係

電話：078-331-2385

FAX：078-332-2796

#### (2) 入札説明書の交付期間等

入札公告日から令和5年2月22日（水）（ただし、行政機関の休日を除く。）

午前9時00分から午後5時00分（午前12時00分から午後1時00分は除く）

※ 契約条項、入札説明書について、E-mailでの交付を希望する者は、1（1）の調達件名、住所、会社名、担当者名、電話番号、E-mailアドレスを明記し、3（1）の係宛てにFAXで申込みを行うこと。

#### (3) 入札書の提出期限及び場所

入札書は、開札日時に直接持参もしくは郵送（書留郵便に限る。）することとし、電報、ファックスによる入札は認めない。郵送の場合は開札日の1営業日前必着とする。

#### (4) 開札の日時及び場所

令和5年2月24日（金）午前11時00分

神戸植物防疫所会議室

兵庫県神戸市中央区波止場町1-1（神戸第2地方合同庁舎7階）

### 4 その他

#### (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

#### (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### (4) 契約書作成の要否

要

#### (5) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (6) その他

詳細は入札説明書による。

#### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/kob.html>）をご覧ください。

## 仕 様 書

### 1. 概 要

- (1) 件名 神戸植物防疫所新港検査場及び五突検査場で使用する電気  
(2) 需要場所 新港検査場：兵庫県神戸市中央区新港町1-10  
五突検査場：兵庫県中央区小野浜町7-60  
(3) 業種及び用途 官公署（検査場）

### 2. 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

	従量電灯 B	低圧電力	従量電灯 A	低圧電力
需要場所	新港検査場	新港検査場	五突検査場	五突検査場
供給電気方式	交流単相3線式	交流3相3線式	交流単相3線式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	100-200V	200V	100-200V	200V
計量電圧(標準電圧)	100-200V	200V	100-200V	200V
標準周波数	60Hz	60Hz	60Hz	60Hz
蓄熱式負荷設備の有無	無	無	無	無
予定契約電力等	10kVA	13kW		10kW
予定使用電力量	別紙のとおり			

#### (2) 供給電気の種類等

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が40%を満たすこと。また、その環境価値について、農林水産省神戸植物防疫所に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：別紙「RE100 TECHNICAL CRITERIA の概要」

#### (3) 使用期間

令和5年4月1日0:00から令和6年3月31日24:00まで

#### (4) 条件

- ① 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- ② 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札適合条件を満たすこと。
- ③ 「(3) 供給電気の種類等」に定めた再生可能エネルギー由来の供給電力量の比率を示した再生可能エネルギー電源の割当計画書を提出すること。

#### (5) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 無
- ② 電力会社の検針方法 : 自動検針装置による検針もしくは訪問検針
- ③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器（普通級）

(6) 需給地点

需要場所構内引込口に設置した開閉器の電源側接続点。

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

① 毎月初めに、電気使用量等を任意の様式により、郵送または Web サービス等により送付すること。

② 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、任意の様式により、郵送または Web サービス等により送付すること。

③ 請負者は①及び②に基づいた請求書を作成し請求を行うこと。

④ 請求書は、振込を可能とすること。

(10) その他

① 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関西電力管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

② その他この仕様書に定めのない事項については、別途当所職員の指示に従うものとする。

新港検査場

(別紙)月別予定使用電力量

総使用電力量(kWh)

総使用電力量(kWh)

年 月	従量電灯B	低圧電力
令和 5 年 4 月分	3,700	1,270
令和 5 年 5 月分	2,989	1,399
令和 5 年 6 月分	3,588	2,384
令和 5 年 7 月分	3,457	2,588
令和 5 年 8 月分	3,903	2,770
令和 5 年 9 月分	3,707	1,757
令和 5 年 10 月分	2,911	752
令和 5 年 11 月分	2,851	745
令和 5 年 12 月分	2,952	1,129
令和 6 年 1 月分	2,846	989
令和 6 年 2 月分	2,887	754
令和 6 年 3 月分	3,121	754
合計	38,912	17,291

五突検査場

(別紙)月別予定使用電力量

総使用電力量(kWh)

総使用電力量(kWh)

年 月	従量電灯A	低圧電力
令和 5 年 4 月分	195	229
令和 5 年 5 月分	39	0
令和 5 年 6 月分	45	0
令和 5 年 7 月分	42	23
令和 5 年 8 月分	42	0
令和 5 年 9 月分	39	0
令和 5 年 10 月分	44	0
令和 5 年 11 月分	44	0
令和 5 年 12 月分	92	0
令和 6 年 1 月分	41	0
令和 6 年 2 月分	41	0
令和 6 年 3 月分	411	399
合計	1,075	651

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分		配点
① 令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000 以上	0.375 未満	70
	0.375 以上	0.400 未満	65
	0.400 以上	0.425 未満	60
	0.425 以上	0.450 未満	55
	0.450 以上	0.475 未満	50
	0.475 以上	0.500 未満	45
	0.500 以上	0.525 未満	40
	0.525 以上	0.550 未満	35
	0.550 以上	0.575 未満	30
	0.575 以上	0.600 未満	25
	0.600 以上	0.690 未満	20
	0.690 以上		0
② 令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上		10
	0 %超	0.675 %未満	5
	活用していない		0
③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50 %以上		20
	5.00 %以上	7.50 %未満	15
	2.50 %以上	5.00 %未満	10
	0 %超	2.50 %未満	5
	活用していない		0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる		5
	取り組んでいない		0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

- 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

### 3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《「1. 条件」の表中の「区分」及び「得点」については、別途会計課から通知する配点例を参考とし、各地域の電力会社の状況や政府実行計画に基づく環境省実施計画に掲げる温室効果ガス削減目標等を踏まえ、作成すること。》

《上記は把握できる最新の状況が令和2年度である場合の例であり、実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》



表「各用語の定義」

用語	定義
①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和2年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和2年度度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和2年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和2年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$
	<p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p>
	<p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p>
	<p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p>
	<p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p>
	<p>① 工場等の廃熱又は排圧</p>
	<p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p>
	<p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>
	<p>3. 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
	<p>4. 令和2年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

③令和2年度の  
再生エネルギー  
の導入状況

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの  
(算定方式)

$$\text{令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$$

- ① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量  
(送電端 (kWh))
- ② 令和2年他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量  
(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に  
よる買取電力量は除く。)
- ③ 令和2年度の供給電力量 (需要量 (kWh) )

1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可  
能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、  
水力(30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマス  
を用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電  
力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)
2. 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他電気事  
業者への販売分は含まない。
3. 令和2年度の供給電力量(③)には他電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省  
エネルギー・節  
電に関する情報  
提供の取組

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需  
要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタ  
イムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にする  
こと、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電  
力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需  
要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の  
需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを  
評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報  
提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはなら  
ない。

## (参考) RE100 TECHNICAL CRITERIA の概要

本契約で再生可能エネルギー電気の定義に用いた「RE100 TECHNICAL CRITERIA<sup>25</sup>」について、再生可能エネルギーと認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

<b>自家発電 (Self-generated electricity)</b>
<b>1. 企業が保有する発電設備による発電</b>
<b>購入電力 (Purchased electricity)</b>
<b>2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入</b>
<b>3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入</b>
<b>4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入</b>
<b>5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）</b>
<b>6. 環境価値を切り離した電力証書の購入</b>
<b>7. その他の方法</b>

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに環境省作成

<sup>25</sup> <http://media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf>

